



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

生命保険外務員が支払った販売促進費

～ バックリポートを間接証拠等により必要経費と認めた事例 ～

今回は、バックリポートについて間接証拠等から支払の事実を認定し、業務遂行上必要な経費であれば保険業法の禁止行為であっても必要経費への算入が認められると判断した非公開裁決をご紹介します（平成25年6月6日非公開裁決・一部取消し・F0-1-528）。

∞ ∞ ∞ ∞

＜事案の概要＞

本件は、生命保険外務員であった請求人が、生命保険契約者である法人の理事長に対して支払った現金（各年約3000万円）を販売促進費として事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、平成20年分ないし平成22年分所得税の確定申告をしたところ、原処分庁が、当該販売促進費には支払の事実が認められないとして、更正処分等をした事案である。

＜国税不服審判所の判断＞

- 1 原処分庁は、請求人は法人の理事長に対し販売促進費を支払ったとする根拠を具体的かつ客観的に示しておらず、また、理事長は販売促進費を受け取っていない旨申述していることから、販売促進費の支払の事実は認められない旨主張する。しかしながら、本件はいわゆるバックリポートの支払という事案の性質上、領収証等の直接証拠がなくても不自然ではないから、それだけで販売促進費の支払の事実がないと判断するのは早計であって、請求人の手帳、料率表、携帯メール送受信記録及び通話記録その他の具体的かつ客観的な複数の間接証拠によれば、販売促進費の支払の事実が認められる。
- 2 また、事案の性質上、関係者の申述を慎重に検討すべきであるところ、調査担当職員は、レポート等の金銭は受領していない旨の理事長の回答を鵜呑みにし、他の質問をしていない。さらに、調査担当職員が、請求人から提出された携帯メールに基づいて慎重に理事長の申述を検討していれば、その信用性が認められないことに気付けたはずである。
- 3 本件販売促進費は、請求人が、理事長との合意に基づき、各生命保険契約の合計保険料に一定の割合を乗じた金額を基に算出したものであり、各生命保険契約によって契約者から保険会社に保険料の支払がされ、保険会社からは請求人に外務員報酬が支払われて、その報酬から販売促進費として支払われるという事業活動と直接の関連を有していることから、業務関連性が認められる。また、理事長は、販売促進費が支払われなければ、契約者が生命保険契約を締結しなかった旨の発言をしており、請求人は、生命保険契約を締結するために販売促進費を支払ったという事情が存在することからすれば、本件販売促進費は、業務の遂行上必要な経費であると認められる。
- 4 原処分庁は、販売促進費の支払は、保険業法300条1項5号で禁止されている行為であり、業務関連性があるものとは認められない旨主張する。この点、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供は、保険業法で禁止されている行為であり、保険契約の締結又は保険募集業務の遂行上、通常かつ一般的に行われているとはいえないが、特に本件では、販売促進費には業務関連性及び必要性が認められるところ、業務の遂行上必要な経費であれば、それがたとえ違法ないし不正な支出であったとしても、別段の定めがない限り、必要経費への算入が認められるべきである。
- 5 したがって、本件販売促進費については、支払の事実が推認され、かつ、業務関連性を有し、業務の遂行上必要であるものと認められるから、これを必要経費に算入することができる。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 香子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判23頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第254号(平成26年9月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628